# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月14日現在

機関番号: 34416

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03503

研究課題名(和文)18歳選挙権時代のネット選挙:サイバースペースにおける選挙競争環境の変容

研究課題名(英文)Analyzing Effects of Internet Campaigning on Japanese Voters of 19 Years Old or Under.

onac

#### 研究代表者

岡本 哲和 (Okamoto, Tetsukazu)

関西大学・政策創造学部・教授

研究者番号:00268327

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、若年有権者(特に10代有権者)はインターネット上の選挙情報とどのように接触して、どのような影響を受けるのかを明らかにすることにある。2016年参院選および2017年衆院選時に有権者を対象として実施したサーベイ調査からは、インターネットでの選挙情報との接触が投票に及ぼすという点において、「10代有権者とより年長の有権者との間には大きな違いが見られない」との結果が見いだされた。これは、一般的な期待とは異なる結果である。

研究成果の学術的意義や社会的意義2016年から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。インターネットが10代有権者の選挙への関心を高めるかどうかはについては、広く関心が持たれた。本研究で実施した10代有権者を含む有権者調査の分析結果からは、インターネットでの選挙情報との接触が投票に及ぼすという点において、「10代有権者とより年長の有権者との間には大きな違いが見られない」との結果が見いだされた。これは、一般的な期待には反する結果といえる。

研究成果の概要(英文): The voting age in Japan was lowered from 20 to18 in 2016. The purpose of the research is to investigate how voters of 19 years old or under would be affected by the access to electoral information via the Internet.

In order to do that, we conducted two surveys from Japanese voters at the 2016 House of Councilors election and the 2017 House of Representatives election. The findings are as follows; (1) Voters of 19 years old or under were more likely than those over 20 to get access to the Internet for the purpose of deciding for whom to vote, (2) No significant difference was found between Voters of 19 years old or under and those over 20 in the effect of the Internet access on voting behavior. The latter defied the general expectation on the impact of the Internet on youth.

研究分野: 政治学

キーワード: ネット選挙 18歳選挙権 政治情報 日本政治 インターネット 政治コミュニケーション 主権者教

· i

### 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

#### 1.研究開始当初の背景

議員や候補者によるインターネットの利用が「通常化 (normalization)」と「平準化 (equalization)」のどちらを生じさせてきたのか、というサイバースペースでの選挙競争環境 の状態を明らかにすることは、インターネットと政治をめぐる研究での中心的問題である。通常化とは、現実の政治の様態がインターネット空間上にも反映されている現象であり、そこでは、大政党もしくは現職議員などが現実の世界と同じように、サイバースペースにおいても存在感を強める。それとは逆に、インターネットによって中小政党や新人候補が大政党や現職候補と同等の存在感を強めるようになる、というのが平準化である。研究代表者と研究分担者は、これまでの研究で日本でも通常化が進行していることを示してきた。

これに対して、通常化の流れを変える可能性が高い出来事が近年生じた。2013年のネット選挙の解禁と2016年の18歳への選挙権の引き下げの2つである。このようなインターネット利用ルールの大幅な変更や情報の受信者層の変更が、通常化・平準化の進行にどのような影響を与えるかについては、研究の対象とされてこなかった。世界中でこれまで、検証の機会がほとんどなかったからである。これに対して、日本における「ネット選挙」の解禁と18歳への選挙権の引き下げは、それを検証するきわめて貴重な検証の機会を提供してくれている。以上を背景として、本研究は開始された。

### 2.研究の目的

本研究の目的は、(1)選挙権年齢の引き下げは、サイバースペースにおける政党・候補者間の競争に変化をもたらすのか、(2)新たに誕生する 10 代の有権者は、インターネット上の選挙情報とどのように接触して、どこから、どのような影響を受けるのか、という問題に取組むことにより、選挙ルールの変更がサイバースペースでの選挙競争環境をどのように変容させるのかを明らかにする。従来の研究では取り上げられなかったこの問題に取り組むことにより、インターネットと政治に関する研究への新たな貢献を目指す。

より具体的には、選挙権年齢引き下げに関して、選挙情報の発信側と受信側の双方に注目し、それらへのインターネットを通じた影響を次のように明らかにする。

(a) インターネット選挙情報発信側について明らかにしようとする問題

取り組む問題:「選挙権年齢が引き下げられた状況で、どのような政治家・候補者が特に若い世代の有権者層からの支持獲得を目的とした情報発信をインターネットで行っているか。」

発信される情報内容を分析して、主として 10 代有権者に向けて発信されたと考えられる内容 (「就職」や「バイト」「進学」等に関わるものを予定)が多く含まれる場合には、選挙権年齢引き下げを意識した情報発信行動がとられたと考えられる。所属政党や候補者の地位によって、このような情報発信行動の積極性が異なるかどうかを検証することによって、選挙権年齢引き下げが通常化 平準化の程度に及ぼした影響を明らかにする。

(b)インターネット選挙情報受け手側について明らかにしようとする問題

取り組む問題:「10 代を含めた若い有権者は、どのようなインターネットの選挙情報と接触し、 そこからどんな影響を受けたか。」

選挙時に有権者を対象とするサーベイ調査を実施して、インターネットを通じた選挙情報への接触状況と、それが投票行動に与えた効果について質問する。これにより、(1) 10 代有権者が接触したネット情報の発信元はどこであったか、(2) 10 代有権者によるネット情報との接触が及ぼす効果に関して、情報発信元による違いはあったかどうか、を明らかにして、情報の受け手側に対する影響という点から見て、大政党や前・現職候補が優勢であるという従来どおりの通常化が維持されているのか、それとも選挙権年齢引き下げによって平準化の傾向が強まることにより、サイバースペースにおける選挙競争環境の変容が生じ始めているのかどうかを検証する。

#### 3.研究の方法

(a) 「選挙権年齢が引き下げられた状況で、どのような政治家・候補者が特に若い世代の有権者層からの支持獲得を目的とした情報発信をインターネットで行っているか。」を明らかにするための方法:

方法)政治家に対する質問と回答結果の分析

対象)大阪府議会議員 86 名および大阪府下における 33 市の市議会議員 799 名(合計 885 名) 手段)郵送によるサーベイ調査 調査期間)2019年1月8日~2019年2月13日 回収率)45.5%(2019年2月13日時点)

アンケートには、政治活動におけるインターネットの利用状況及びその目的と効果について の認知を問う質問を含めた。その中には、若年有権者からの支持獲得におけるインターネット の有効性についての質問も含めた。

2016 年参院選及び 2017 年衆院選においては、全候補者によるインターネットの利用状況(ウェブサイト・ツイッター・フェイスブック) および一部候補者による情報発信の内容を記録した。

- (b) 「10 代を含めた若い有権者は、どのようなインターネットの選挙情報と接触し、そこからどんな影響を受けたか。」を明らかにするための方法:
- (b) -1:2016年参院選についての有権者調査

方法)有権者に対する質問と回答結果の分析

対象)公示期間および投票日(2016年6月22日~7月10日)とその前後の期間に、政党もしくは候補者によるウェブサイト、ツイッター、Facebookのいずれかに接触経験を有する有権者手段)ウェブサイトを用いたインターネット調査サンプル数)1031名

(b) -2:2017 年衆院選についての有権者調査

方法)有権者に対する質問と回答結果の分析

対象)公示期間および投票日(2017年10月10日~10月22日)とその前後の期間に、政党もしくは候補者によるウェブサイト、ツイッター、Facebookのいずれかに接触経験を有する有権者。

手段)ウェブサイトを用いたインターネット調査 サンプル数)1031名

比較可能性を高めるために、2016年参院選と2017年衆院選についての両調査の質問内容は、できるだけ同じものとした。

- 4. 研究成果
- (a) 2016年参院選調査結果から明らかになったこと;
- ・18 歳に選挙権が引き下げられてから実施された初の選挙である 2016 年参院選においては、10 代回答者は 20 歳以上の回答者と比較して、投票先を決めるための参考とするためにインターネット上の情報に接触している傾向が見いだせた。さらに 10 代回答者の中でも、19 歳回答者よりも 18 歳回答者において、その傾向が顕著であることが明らかとなった。
- ・多変量解析の結果からは、18歳・19歳・20歳台と30歳以上の年齢層との間には、インターネット情報との接触から受ける影響に関して、目立った違いは見いだされなかった。これは、若年層ほどインターネットからの影響を受けやすいとの一般的な期待とは異なる結果といえる。
- ・インターネットからの影響の受けやすさに影響を及ぼしていたのは、年齢・世代ではなく、 いくつかの政党に対する支持と政治的知識の多寡であることが明らかになった。
- (b) 2017年衆院選調査結果から明らかになったこと;
- ・若年有権者(ここでは24歳以下)よりも年長世代の有権者の方が、投票決定のために候補者や政党のウェブサイトにアクセスする傾向があり、さらにそこで得られた情報の有用性を評価する傾向がある。
- ・若年有権者においては、政党のウェブサイトおよび候補者と政党のツイートに対して高く評価するほど、それが投票につながる効果があることが見いだせた。その一方で、年長世代においては、政党のウェブサイトおよび候補者と政党のツイートに対する評価と投票参加との関係は見いだせなかった。

以上のように、2016 年参院選調査と 2017 年衆院選調査とでは、インターネットが若年有権者に与える影響についてやや異なる傾向が見いだされた。ただし、2017 年衆院選調査結果については、さらに分析作業を進めているところである。

(c) 2019 年地方議員調査結果から明らかになったこと;

・「ご自身が政治活動を行う上で、インターネットはどの程度必要になっていますか。」との質問に対して、「とても必要である」との回答は54.3%、「まあ必要である」は34.8%、「必要であるともないともいえない」は5.1%、「あまり必要ではない」は4.8%、「まったく必要ではない」が1.0%であった。大阪府の府会議員および市会議員を対象とした調査であることにも留意せねばならないが、インターネットは地方議員の活動にとって必要なものになっていると考えられる。

・「インターネットサービスを政治活動に利用されているのは、どのような理由からですか。」との質問に対しては、「有権者に議員活動やその実績を知らせるため」が80.3%と最も多かった。次いで「有権者に考えや政策を知らせるため」が75.1%となっている。また、「支持者の意見や要望を知るため」が48.8%、「支持者以外に人たちの意見や要望を知るため」は46.9%であった。これに対し、「選挙権が18歳になったため」という理由でインターネットを利用しているとの回答は、5.0%と少ないことが明らかとなった。

・「若い人たち(ここでは 18 歳から 20 歳代前半の人たちと考えてください)からの支持を得るのに、インターネットの利用は有効だとお考えですか。」との質問に対して、「とても有効だと思う」との回答割合は 29.3%、「まあ有効だと思う」は 54.0%、「あまり有効だと思わない」は 15.8%、「まったく有効だと思わない」は 1.0%であった。若者と接点を持つためのツールとして、地方議員のインターネットに対する期待は比較的高いといえる。

2019年地方議員調査結果については、さらに詳しく分析を進めているところである。

#### 5 . 主な発表論文等

#### 〔雑誌論文〕(計6件)

<u>岡本哲和</u>「選挙管理機関による情報発信行動とその規程要因:選挙広報のネット掲載を中心に」『年報政治学 2018- 選挙ガバナンスと民主主義』、査読無し、2018・2 巻、2018 年、40-59 頁

<u>岡本哲和「インターネット上での選挙公報との接触とその効果 2016年参院選データを用いた分析 」『政策創造研究』、査読無し、12号、2018年、1-24頁。</u>

<u>石橋章市朗</u>「市議会の審議時間」関西大学法学研究所『研究叢書』、査読無し、58 巻、2018 年、49-72 頁

<u>岡本哲和「インターネットでの選挙公報掲載の実施とその効果に関する研究」公益財団法人</u> 電気通信普及財団『研究調査助成報告書』、査読無し、32 巻、2017 年、1-9 頁

石橋章市朗「参議院議員による ICT を利用した国会活動の公開」関西大学法学研究所『ノモス』、査読無し、38 号、2016 年、1-16 頁

名取良太・<u>岡本哲和・石橋章市朗</u>・坂本治也・山田凱「地方議会データベースの開発と利用」 『情報研究』、査読無し、44 号、2016 年、31-42 頁

#### [学会発表](計6件)

<u>岡本哲和</u>「政策研究における政策研究における in の知識と of の知識 だれが、何のために、どのようにつなぐのか 」日本公共政策学会、2018 年

<u>岡本哲和</u>・石橋章市朗「2017 年衆院選における若者のインターネット利用:意図と有用性」 日本政治法律学会、2018 年

石橋章市朗「市議会の審議時間」日本公共政策学会関西支部例会、2018年

| 岡本哲和「ポピュリズムは政策形成を歪めるのか」日本公共政策学会、2017年

岡本哲和「山川雄巳の政策学:その特徴と現代的意義」日本公共政策学会、2016年

<u>岡本哲和「2013 年参院選におけるネット選挙解禁:何が変わったのか、変わらなかったのか」</u> 日本地方政治学会、2016 年

## [図書](計6件)

大西裕・品田裕・曽我謙悟・藤村直史・秦正樹・河村和徳・<u>岡本哲和</u>・河村和徳・善教将大、 ミネルヴァ書房、『選挙ガバナンスの実態 日本編』2018 年、151-168 頁

<u>石橋章市朗</u>・佐野亘・土山希美枝・南島和久、ミネルヴァ書房『公共政策学』2018 年、115-138 頁、 139-162 頁、213-236 頁

松田憲忠・岡田浩・<u>石橋章市朗</u>他、ミネルヴァ書房『よくわかる政治過程論』2018 年、178-179 百

岡本哲和、法律文化社『日本のネット選挙:黎明期から 18 歳選挙権時代まで』2017年、総

ページ数 180 頁

白鳥浩・岡田浩・堤英敬・森道哉・丹羽功・久保谷政義・伊藤裕顕・河村和徳・照屋寛之・ 湯淺墾道・<u>岡本哲和、ミネルヴァ書房『二〇一三年参院選:アベノミクス選挙』2016年、302-320</u> 百

森本哲郎・堤英敬・小西秀樹・山口裕司・松並潤・白崎護・<u>岡本哲和</u>・武蔵勝宏・小倉慶久・ 辻陽、法律文化社『現代日本の政治:持続と変化』2016 年、154 - 172 頁、237 - 254 頁

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:石橋 章市朗

ローマ字氏名: Ishibashi, Shoichiro

所属研究機関名:関西大学

部局名:法学部

職名:教授

研究者番号(8桁): 40368189

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。